

和歌山県警察自動車警ら隊運営規程の解釈及び運用について（例規）

（制定：平成30年3月20日 地指第27号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県警察自動車警ら隊運営規程（平成30年和歌山県警察本部訓令第5号）の制定に伴い、和歌山県警察自動車警ら隊運営規程の解釈及び運用を次のとおり定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

警ら用無線自動車の機動力を活用して、事件事故の多発地域を中心に、警察署の管轄区域を越えた広域運用を行うことができる本部直轄の執行部隊（生活安全部地域指導課の附置機関）として自動車警ら隊（以下「自ら隊」という。）を組織することとした。

これに伴い、自ら隊の効果的かつ適正な運営を推進するための訓令を定めたものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 編成（第2条関係）

自ら隊の編成の基準は、同隊の指揮系統及び活動における責任体制を明らかにするために定めたものである。

2 活動区域（第4条関係）

「和歌山市及びその周辺の地域」とは、岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署及び海南警察署の管轄区域をいう。

3 隊長の職務（第5条関係）

隊長は、隊員の指揮監督及び指導教養に当たっては、勤務実態、隊員の能力、個性等に応じて具体的に行動するとともに、自ら隊の任務遂行に必要な専門的な知識及び技能を習熟させるため、実践的な指導教養を実施しなければならない。

4 勤務種別（第7条関係）

(1) 機動警らは、警ら用無線自動車により、別表1の警ら区内の地域を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

(2) 機動警らは、原則として、2人1組を単位として行うものとする。

(3) 機動警らを行う警ら区の選定に当たっては、事件事故の発生分析結果に基づいた多発地域を重点的に行うものとする。

(4) 隊員は、機動警らを行うに当たっては、活動を行おうとする警ら区を、無線により通信指令室に報告すること。

(5) 待機は、隊長が指定した場所において、事件事故が発生した場合に直ちに出勤することができる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成に当たるものとする。

(6) 特別勤務

「特別勤務」とは、次に掲げる勤務をいう。

ア 緊急配備

イ 事件事故発生時の初動措置

ウ 病人、泥酔者等の保護

- エ 教養、訓練（術科訓練を含む。）及び会議
- (7) 転用勤務
 - 「転用勤務」とは、次に掲げる勤務をいう。
 - ア 術科訓練（各種大会に備えて、本来の勤務時間の相当部分を割いて集中的に行う特別の訓練をいい、(6)のエに規定する術科訓練を除く。）
 - イ その他自ら隊の本来的業務と密接に関連しない業務（他府県警察への応援出動等）
- (8) その他隊長の命ずる勤務
 - 「その他隊長の命ずる勤務」とは、8に規定する応援派遣の場合等をいう。

5 勤務計画（第13条関係）

副隊長は、隊員から次に掲げる報告を受けたときは、勤務計画表に記載する。ただし、執務時間外等で副隊長が不在のときは、生活安全部地域指導課通信指令室通信指令長がこれを記載するものとする。

- (1) 本部庁舎（和歌山県警察庁舎管理規定（昭和54年和歌山県警察本部訓令第24号）第2条第3号に規定する庁舎）及び毛見庁舎への就勤（到着）及び退出の報告を受けたときは、確認欄のその時間に当たる箇所にレ印を付し、その時間（分）を記載する。
- (2) 機動警ら又は特別勤務を行う報告を受けたときは、その出発（開始）時間に当たる箇所にレ印を、終了（帰所）時間にあたる箇所にレ印を付し、それぞれの時間を記載する。
- (3) 所外活動中に事案を取り扱う旨の報告を受けたときは、その報告を受けた時間に当たる箇所にレ印を付し、その時間を記載する。
- (4) 事案等の取扱いのため勤務変更をする必要があると認め、勤務変更承認の申し出があったときは、その報告を受けた時間に当たる箇所にレ印を付し、その時間を記載する。

6 事件事故等の引継ぎ（第18条関係）

事件事故等の引継ぎ及び処理要領については、別表2のとおりとする。

7 犯罪の検挙報告（第19条関係）

隊員は、機動警ら等の活動により犯罪を検挙したときは、犯罪検挙報告書（別記様式第1号）により隊長に報告するものとする。この場合において、犯罪検挙報告書の作成は各班の責任者が行うものとする。

8 応援派遣（第20条関係）

「その他本部長が必要と認めた場合」とは、祭礼、花火大会等の雑踏警備、重要事故事件発生時における各種活動等多数の警察官を動員すべきことが予想される場合及び所属長から応援派遣要請を受け、本部長が派遣することを承認した場合をいう。

第3 隊員の遵守事項

隊員は、各警察署の自動車警ら班員の模範となるよう、高度な知識技能及び使命感を持って任務に当たることを基本とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 機動警ら及び緊急出動に際しては、関係法令を遵守し、事故防止に努めなければならない。
- (2) 装備資機材は、いつでも使用できるよう点検整備に努めなければならない。
- (3) 発生する事案を確実に把握し、これを分析して犯罪発生状況に対応した効果的な活動を行わなければならない。

(別表省略)

(別記様式省略)